

旅館業営業許可申請に必要な書類等について

1 申請書 （ 千葉市ホームページからダウンロード可能です。）

- ◆ 旅館業営業許可申請書 （ 様式第 1 号 ）
- ◆ 構造設備概要書

2 図面関係

- ◆ 付近見取図 （ 縮尺を明記、①②がわかるもの ）
 - ① 営業施設の位置
 - ② 営業施設の所在地を中心として半径 100m の区域内にある法第 3 条第 3 項各号に掲げる施設の位置及び名称
- ◆ 配置図（ 駐車施設を含む。 ）および立面図
- ◆ 平面図（ 寸法、ベット等の配置が明記されたもの ）
- ◆ 共同浴室がある場合、共同浴室の詳細図（ 平面図、展開図、断面図等 ）
- ◆ 設備関係図面
設備により必要書類が異なりますので、個別に相談ください。

客室ガス設備配管図、給排水系統図、循環ろ過器配管系統図、貯水槽、貯湯槽、飲料水殺菌装置、循環ろ過器、気泡発生装置、浴槽水消毒設備…等（機器表および仕様書）

3 その他

- ◆ 「旅館業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく様式（ エクセルファイルで提出 ）
- ◆ 水質検査結果書の写し（ 給水系統により異なるので、個別に相談ください。 ）
- ◆ 建築基準法に基づく検査済証の原本と写し（ 原本は提出時に確認後、返却します。 ）
- ◆ 消防法令適合通知書の原本と写し（ 原本は窓口にて確認後、返却します。 ）
- ◆ 検査手数料 ￥23,000 （ 現金 ）
- ◆ （ 代理人が申請を行う場合 ）委任状

4 法人の場合

- ◆ 定款又は寄附行為 （ 下記のいずれか ）
 - ① 写し（ 余白に法人代表者名で「原本と相違ない」旨の証明があるもの ）
 - ② 原本と写し（ 原本は窓口にて確認後、返却します。 ）
- ◆ 登記事項証明書（ 発行してから 90 日以内のもの ）

5 指定管理の場合

指定管理者等が申請する場合は、県・市との協定書、共同企業体（JV）内部の協定書（代表団体が明記されたもの）等で運営管理状況を確認します。

千葉市保健所 環境衛生課 営業指導班 電話：043-238-9939

申請前に事前確認を行いますので、計画段階で早めにご相談ください。